

鬼北町立日吉中学校の部活動に係る活動方針

本方針策定の趣旨等

- 中学校における部活動は、共通の興味・関心を持つ生徒たちの自主的・自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化及び科学等に親しむ中で個性の伸長を図るとともに、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われる教育的意義の高い活動である。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- このように教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成 30 年 3 月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、愛媛県ではこのガイドラインに則り「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」が策定された。また、町立中学校を所管する鬼北町教育委員会では、国のガイドライン及び県の方針に則り「鬼北町立中学校に係る運動部活動の方針」が策定された。
- 鬼北町立日吉中学校では、国のガイドライン、県及び町の方針に則り、本方針を策定した。
- なお、本方針は、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で「部活動に係る活動方針」を定めるとともに、部活動の指導の目的や運営の方針を検討し「部活動運営方針」を作成する。
- イ 部活動顧問は、目標や運営の方針等を踏まえた活動計画を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行う。
- イ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行うとともに、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行う。

2 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒がバランスのとれた日常生活を送ることが重要であることや、スポーツ障害防止等の観点から適切な休養日を確保することが必要である。なお、次のとおり各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。

◎ 週当たり平日1日（原則、水曜日）以上、週休日（祝日等を含む）1日以上
の休養日を設ける。

【具体的な運用について】

- ① 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中の休養日の設定については、原則学期中に準じた扱いとする。
- ③ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末・祝日を含む）は3時間程度とする。
ただし、大会等の参加については、必要な活動時間を確保する。
- ④ 長期休業期間中の学校閉庁日は、原則休養日とする。
- ⑤ 熱中症の防止に細心の注意を払い、適度な休息と水分等の補給を行う。「熱中症指数計」が「危険」を示した場合は、ただちに運動部は活動を中止し、休養する。

3 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、「技能を高めたい」、「有意義な時間を過ごしたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動ができるよう、活動環境の整備に努める。

校長は、生徒のスポーツ・文化的活動充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、部活動の環境整備に努める。

4 取組の検証

本方針に示す鬼北町立日吉中学校の部活動に係る取組については、校長を中心に必要に応じて取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。